



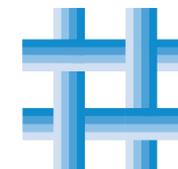
資料

スマホ（SNS、ゲーム、インターネット） との上手な付き合い方

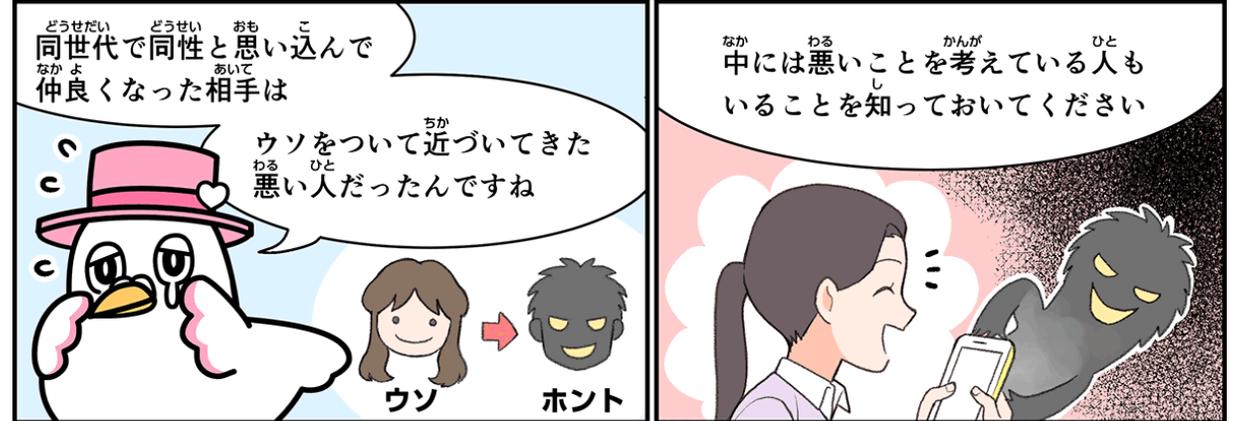
サブテーマ②「ネット（SNS）を介した性被害（自画撮り、グルーミング、出会い系）」

令和7年7月27日

神奈川県福祉子どもみらい局青少年課



1 ネットを介した性被害 (ケース1 自画撮り要求)



1 ネットを介した性被害（ケース1 自画撮り要求）

＼ 考えてみよう /

話が盛り上がる相手は嬉しい存在ですが、わざと共通の話題で近づいてきた悪い人だったら、やりとりした内容が脅しのネタに。こんな被害を防ぐために、できることは？

A 裸などの画像は送らない

一度、ネット上に流出してしまった画像は、取り返しがつきません。



B 情報の組み合わせに注意

ネットでの会話を元に本名や学校名が知られてしまうこともあるので要注意です。



C 深みにはまってしまう前に

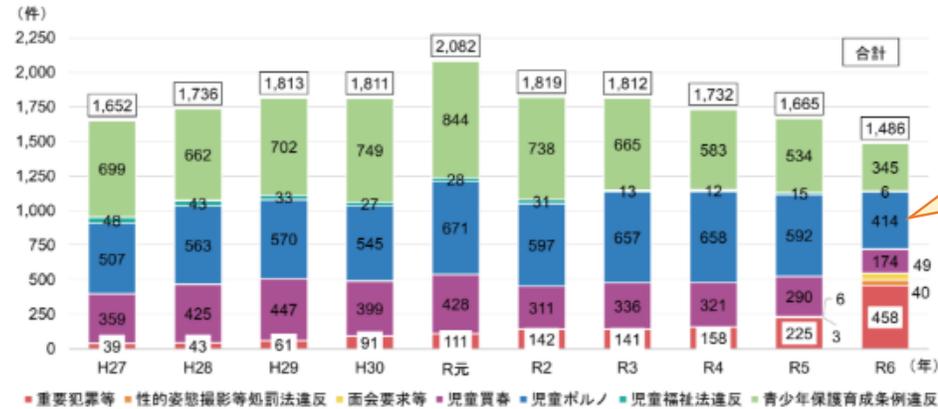
自分の情報を送るときはよく注意し、困ったときは身近な大人や専門の相談窓口の利用もご検討ください。



1 ネットを介した性被害（ケース1 自画撮り要求）

＼ 被害状況を見てみよう ／

SNSに起因する罪種別の被害児童数の推移



自画撮り(児童ポルノ)の件数は約400～600件と横ばい

※児童とは18歳未満の者を指す。
※SNSとは、本統計では、通信（オンライン）ゲームを含み、届け出のある出会い系サイトを除いたもの。
※SNSに起因するとは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害に遭ったもの。
※対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（令和5年以降）
※令和5年7月12日以前の重要犯罪等は不同意性交等、不同意わいせつではなく、強制わいせつ及び強制性交等である。

（出所）警察庁「なくそう、子供の性被害。」より作成

1 ネットを介した性被害（ケース1 自撮り要求）

子どもたちにわいせつな「自撮り」画像送らせ逮捕相次ぐ 京都

09月10日 18時19分



男子高校生2人にそれぞれわいせつな動画を撮影させてSNSで送信させたとして、京都市の18歳の容疑者が児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕されました。

逮捕されたのは、京都市伏見区のアルバイトの18歳の男の容疑者

です。

警察によりますと、容疑者は、ことし5月と6月に大阪府内の男子高校生2人にそれぞれわいせつな動画を撮影させて「LINE」で送らせたとして、児童ポルノ禁止法違反の疑いが持たれています。

容疑者はSNSのXやInstagramで出会いを求める女性になりすまし、2人と知り合ったとみられています。

被害者の1人は、容疑者が男だとわかったあとも自分と会わないと動画を消さないなどと脅されていたということです。

容疑者は調べに対し容疑を認めていて、押収したスマートフォンからほかにも同じような動画が見つかることから警察がさらに詳しく調べています。

このほか、10日はSNSで知り合った10歳の小学生の女の子にわいせつな写真を撮影させ送信させたとして、群馬県に住む無職の22歳の男の容疑者が逮捕されています。

Kanagawa Prefectural Government

向日町警察署によりますと、容疑者は、SNSで知り合った女の子に「SNSは未成年はやってはいけないことになっているから通報したら捕まる」などと脅してわいせつな写真を要求していたということです。

女の子が被害を父親に打ち明けたことから発覚したということで、調べに対し容疑を認めているということです。

警察は、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースがあるとして、自分の裸などを撮影した「自撮り」画像をSNSなどで他人に送らないよう注意を呼びかけています。

出典：NHKホームページ 2024年9月10日

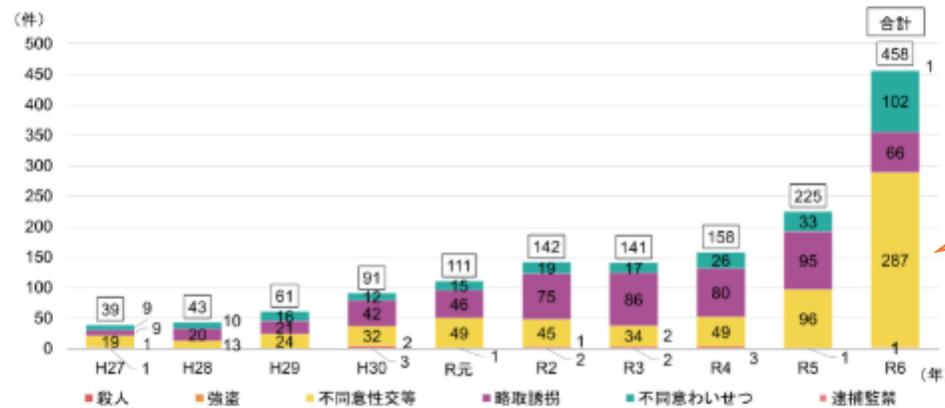
2 ネットを介した性被害（ケース2 グルーミング→重要犯罪へ）



2 ネットを介した性被害（ケース2 グルーミング→重要犯罪へ）

＼ 被害状況を見てみよう ／

SNSに起因する重要犯罪等の被害児童数の推移



R6の不同意性交の件数は
前年(R5)の約3倍の287件

※児童とは18歳未満の者を指す。

※SNSとは、本統計では、通信（オンライン）ゲームを含み、届け出のある出会い系サイトを除いたもの。

※SNSに起因するとは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害に遭ったもの。

※対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（令和5年以降）

※放火、人身売買は平成27年以降発生していないことからグラフから省略している。

※令和5年7月12日以前の重要犯罪等は不同意性交等、不同意わいせつではなく、強制わいせつ及び強制的性交等である。

（出所）警察庁「なくそう、子供の性被害。」より作成

2 ネットを介した性被害（ケース2

グルーミング→重要犯罪へ）

優しくしてくれたから、送った下着姿の写真がSNSで...「グルーミング」性被害自覚させず巧妙に

2023年7月30日 17時00分

🔒 有料会員限定記事



今年13日に施行された改正刑法で、いわゆる「性的グルーミング罪」が新設された。少女や少年を手なずけ、断れないようにした上で、性的目的で会おうとしたり、性的画像を送信させようとしたりすれば、処罰されることになった。故ジャニー喜多川氏による性加害問題の影響で、ニュースでの登場頻度が増した「グルーミング」。どういう行為か。罰則化で万手解決するのか。（大杉はるか）

◆わいせつ目的隠し接近、抵抗感なくなるよう手なずけて…

10代半ばの少女はスマホゲームで男性と知り合い、SNS上で学校での悩みを聞いてもらうようになった。「死にたい」と吐露すると慰めてくれた。ある時、相手の体の写真が送られてきた。返さないといい、自分も顔写真を送ると「かわいい」とほめてくれた。

「みんな送っているよ」と、下着姿の写真も要求され、何と答えたらよいか分からず応じた。裸の写真をと言われた時には、さすがに断った。相手からの返信は「今までの写真、どうしようかな」。直後、ツイッター上に下着姿の自分らしき写真が掲載され、氏名や学校などの個人情報とともにさらされた。

デジタル性暴力やAV出演被害者への支援に取り組むNPO「ポルノ被害と性暴力を考える会（ぽっぷす）」に寄せられたグルーミングの相談だ。後日、少女の相手は同級生と判明した。

動物の毛づくろいの意味もある「グルーミング」だが、この場合はわいせつ目的で子どもに接近し、手なずけていく行為を指す。

同会の金尻カズナ理事長は、グルーミングの特徴について（1）求める行為を一般化させる（2）「かわいい」とほめる（3）性行為に抵抗感を抱かせない（4）秘密を守らせるの4点を挙げる。「『グルーミング』という言葉が普及していない2015年ごろから、相談は来ており、被害は現在進行で無数に起きている」と金尻さん。「気を付けようと呼びかけるだけでは限界があり、罰則化が必要だった」

ぽっぷすなど性被害者支援団体の声を受け、今年6月に刑法が改正され、グルーミング罪（面会要求等罪）が新設された。16歳未満に対し、威迫やだまし、誘惑、金（利益）を与えるなどし、わいせつ目的で面会を求めるほか、性的自画像の送信を求めることなどが、罰則行為となった。

【関連記事】[ボーイズラブは不健全図書か？ 都から指定、ツイッターで「性犯罪者」と攻撃を受ける 漫画家ら用語変更訴え](#)

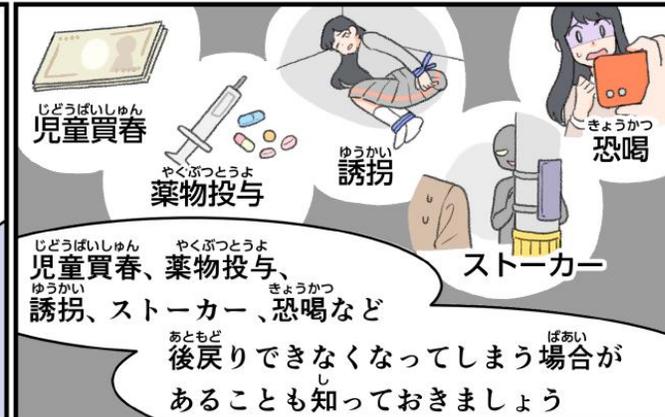
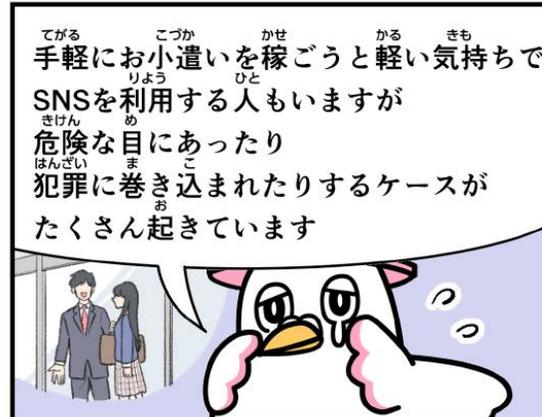
◆孤独感があるとグルーミングに気づきにくい

追手門学院大の桜井鼓准教授（犯罪心理学）は「性被害に遭っているにもかかわらず、だまされている問題があり、前段階で捕捉する必要性があった」と話す。グルーミングには、加害者が「知り合い/見ず知らず」、手段が「対面/オンライン」のそれぞれ2パターンを掛け合わせた4パターンあるが「最初から性的目的は明らかにされず、つくられた関係性を土台にして進むケースが多い」と指摘する。

外から見えづらいのは、冒頭のようなオンライングルーミングだ。桜井さんが20～25歳（約1万9000人）に18歳未満だった時の経験を聞いた調査では、全体の2.4%が性的自画像を送ったことがあり、2.5%がオンラインを通じて実際に会った人から身体的性被害を受けたと答えた。画像送信経験者のうち約4分の1が、身体的性被害も受けていた。画像送信は、拡散をちらつかせて金銭等を要求する「セクストーション（性的脅迫）」など、新たな被害を生むこともある。

桜井さんによると、被害を自覚しづらいのも、グルーミングの特徴だ。「家庭で大切にされない、友人関係がうまくいかないなど、孤独感があるとグルーミングに気づきにくくなる可能性がある。その当時は気づかず、被害だと認識してから傷つくこともある」

3 ネットを介した性被害 (ケース3 出会い系)



※参考：警察庁「なくそう、子供の性被害。」関係統計 https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/



3 ネットを介した性被害（ケース3 出会い系）

＼ もっと詳しく ／

危険な書き込みは、出会い系から非出会い系へとシフト

デートや食事だけで金銭的支援をしてくれる人との交際活動を「パパ活（ママ活）」と呼び、**援助交際よりも軽い気持ちで相手を募る人がいます。**投稿先が出会い系からSNSなどのコミュニティサイトへと変わり、言い方が「パパ活（ママ活）」や「JKビジネス」に変わっていても、その危険性は援助交際と全く変わりません。

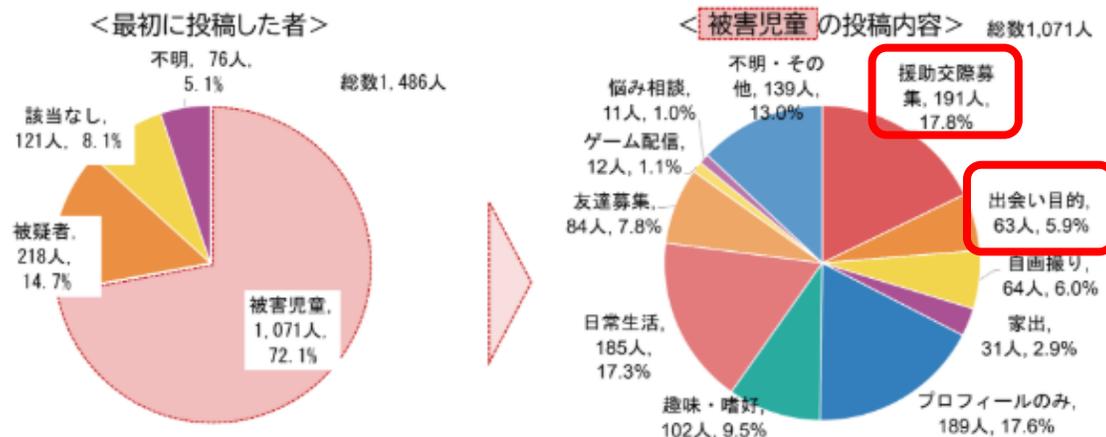
こうした行為は、児童買春、薬物投与、誘拐、ストーカー、恐喝などの**犯罪被害にあうケースもあり大変危険。**たとえ「お散歩デート」のように一見害がなさそうなことでも、会ってしまえば何が起きるかわかりません。**自分の身を危険にさらす行為だということを忘れず、良識ある行動を。**



4 ネットを介した性被害（その他 投稿内容）

＼ 状況を見てみよう ／

SNSに起因する犯罪被害における、最初に投稿した者と投稿内容



※SNSとは、本統計では、通信（オンライン）ゲームを含み、届け出のある出会い系サイトを除いたもの。

※SNSに起因するとは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害に遭ったもの。

※対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（令和5年以降）

※令和5年7月12日以前の重要犯罪等は不同意性交等、不同意わいせつではなく、強制わいせつ及び強制性交等である。

（出所）警察庁「なくそう、子供の性被害。」より作成

Kanagawa Prefectural Government

4 ネットを介した性被害（その他 ライブ配信）

特に中・高校生の方へ

相談1：投げ銭や音楽などの購入で高額請求が…

クレジットカードに心当たりがない高額請求があり、問い合わせたら、ライブ配信アプリの課金だった——こんな相談が寄せられています。

ライブを見ながらおひねり（チップ）を渡す「投げ銭」機能が使える配信サービスもあり、金額は100円程度～数万円までさまざまです。そのため、気づけば驚くほど高額になっている可能性もありますが、そもそもクレジットカードは名義人以外の利用は許されていません。キャリア決済もカード決済も、保護者の管理のもとで使うようにしましょう。



相談2：視聴者から顔を見せてほしいと言われ…

SNSで動画配信関連のつぶやきを投稿していたら、フォロワーから「ライブやって♡」と言われてチャレンジ。マスク姿で配信していたら、視聴者から「絶対カワイイ！顔を見せてよ」といったお願いが寄せられるようになり、迷った挙句、応じてしまったというケースがあります。承認欲求は誰にでもあり、自分を認めて応援してくれる人を失いたくない気持ちはわかりますが、1つOKすると要求がエスカレートしてトラブルになる可能性も。顔見せNGと決めて始めたなら、安全のためにも初心を貫いて！



相談3：18歳未満ですが動画やライブ配信をして収入を得たい

小学生の場合、多くの配信サービスでアカウントが作れません（13歳以上が対象）。

保護者のアカウントで配信する場合も、保護者同伴が条件というところもあります。

動画配信で世界一稼ぐアメリカの男の子も、アカウント管理、撮影、配信、収益管理などは、全て保護者が行っているそうです。

中学・高校生は青少年保護の観点から、配信年齢、配信時間、収益（年齢による金額の制限）など配信サービスごとに決まりがあるので、きちんと調べてしっかり守ること。収入には契約が伴うため、「年齢を偽る行為＝契約違反」となります。規約で18歳未満NGとなっているのなら、18歳まで待ちましょう。



4 ネットを介した性被害

SNSから犯罪被害、昨年子ども1665人 小学生、10年前の5倍

板倉大地 2024年3月14日 12時00分



SNSがきっかけで昨年に犯罪被害にあった18歳未満の子どもは1665人おり、前年から3・9%減ったものの、高止まりが続いた。特に小学生が増え、10年前の5倍近くになった。警察庁が14日に発表した。

警察庁の露木康浩長官は同日の定例会見で、「子どもに対する性犯罪は、心身に有害な影響を及ぼし、人権を著しく侵害するものだ」と述べ、厳正な取り締まりと被害防止対策に取り組む考えを示した。

1665人のうち、不同意性交などの重要犯罪の被害が225人と全体の13・5%で、前年から4割増えて過去最多となった。罪種別では、略取誘拐と不同意性交がともに4割超、不同意わいせつが1割超。特に不同意性交が前年から2倍近く増えた。

知り合ったSNS、Xとインスタグラムで6割

1665人を学校・職業別で見ると、中学生と高校生が共に4割超だった。小学生は前年より25人多い139人。小学生被害の半数超が児童

ポルノで、不同意性交、不同意わいせつが続いた。

加害者と知り合ったSNSは、X（旧 ツイッター）とインスタグラムで6割近くだった。最初に投稿したのは7割超が子どもの側で、半数はプロフィールや趣味など犯罪に直接結びつかないような内容だった。仮想空間で知り合う例もあり、昨年5月には自分の分身の アバター を使って10歳の女兒にわいせつな画像を送らせたとして、京都府警が男を逮捕した。

SNSきっかけも含め子どもが性被害に遭った事件の全体の摘発件数は、4418件で前年から微増した。不同意性交が49・6%増の709件、不同意わいせつが15・7%増の1694件と目立った。

背景には昨年7月施行の改正刑法がある。強制性交の構成要件が変わって不同意性交となり、同意があっても犯罪が成立する相手の年齢が「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げられた。

改正刑法で新設された面会要求等と性的姿態撮影等処罰法違反でも、子どもが被害に遭った。摘発件数は面会要求等が19件、性的姿態撮影等処罰法違反が539件。同違反の9割近くはひそかに撮影した容疑だった。

4 ネットを介した性被害

性犯罪・性暴力の被害にあったら

性犯罪・性暴力の被害にあった場合の相談窓口

まずは「かならいん」へご相談ください

[かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」](#)では、性別・年齢等問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族からのご相談をお受けしています。

電話相談 **#8891** (はやくワンストップ)

24時間365日いつでも電話相談を受け付けています。

#8891 (はやくワンストップ) は、発信場所から最寄りのワンストップ支援センターにつながる通話料無料の全国共通番号です。(NTTひかり電話からは、0120-8891-77 (通話料無料))

全国共通番号は、一部のIP電話等からはつながりません。その際は、**045-322-7379** (通話料がかかります) へお電話ください。

男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル

045-548-5666 (毎週火曜日16時から20時 祝休日・年末年始を除く)



 **かならいん公式**

- かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」は、性犯罪・性暴力の被害にあわれたあなたをサポートします。ひとりで悩まず、まずは「かならいん」にご相談ください。(外部委託) (所属：[くらし安全交通課](#))

// 相談受付時間

毎週 火曜日・木曜日・金曜日・日曜日

16時～21時



ルールを作るときのポイント

- Point1 ▶ 「ルールがトラブルから自分自身を守ってくれる」ことをきちんと伝える
- Point2 ▶ お互いに納得できるよう、話し合っ作
- Point3 ▶ 子供が守れるルールを作る
- Point4 ▶ 具体的なルールを作る
- Point5 ▶ 守れなかったらどうするか決めておく
- Point6 ▶ トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておく